

機関名：対馬保健所

<管轄地域> | 対馬市 |

概要

保健所は地域保健法に基づき、地域住民の健康の保持、増進を図るための活動を行っています。企画保健課では、精神保健、健康づくり、母子保健、難病、感染症等の様々な業務を行っています。

業務（相談）内容

- ① 精神保健福祉相談、思春期相談
- ② 精神保健福祉普及・啓発活動
- ③ 精神障害者社会参加促進事業
- ④ 自殺対策事業
- ⑤ ひきこもり対策推進事業

利用方法

- ・ 保健所職員による電話・来所相談
月～金曜日 9：00～17：45
- ・ 精神科嘱託医による相談（予約制）
ご本人が来談できない場合はご家族・周囲の方のご相談もお受けします。

ただし祝日及び年末年始（12／28～1／3）を除く